## 政令第三十一号

人事評価の基準、方法等に関する政令

内 閣 は、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第七十条の三第二項及び附則第十三条の規定に基

づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 定期評価

第一節 通則 (第五条—第七条)

第二節 能力評価の手続 (第八条―第十一条)

第三節 業績評価の手続 (第十二条—第十四条)

第三章 特別評価 (第十五条—第十八条)

第四章 雑則 (第十九条—第二十二条)

附則

### 第一章 総則

# (人事評価実施規程)

第 一条 人事 評 価 は、 国家公務員法 (以下「法」という。) 第三章第四節の規定及びこの政令の規定並びに

これらの規定に基づき所轄庁の長が定めた人事 評価 の実施に関する規程 (以 下 「人事評価 実施 規程 とい

う。)に基づいて実施するものとする。

2 所轄庁の長は、 人事評価実施規程を定めようとするときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣と協議しなけれ

ばならない。

3 前 項の 規定は、 人事評価実施規程の変更について準用する。 ただし、 内閣府令で定める軽微な変更につ

いては、内閣総理大臣に報告することをもって足りる。

人事評価の実施権者)

第二条 人事評価は、 所轄庁の長又はその指定した部内の上級の職員 (以下「実施権者」と総称する。) が

実施するものとする。

(人事評価の実施の除外)

人事評価は、 次に掲げる職員については、 実施しないことができる。

非常 勤 職 員 (法第八十一 条の五 第一項に規定する短時 間 勤 務 の官職を占める職員を除く。)

法第六十条の 規定に ょ ŋ 臨 時 的 に任用され た職員であっ て人事で 評 価  $\mathcal{O}$ 結果を給与等 反映する余地が

ないもの

三 検察庁 法 (昭和二十二年法律第六十一号) 第十五条第一 項に規定す んる職員

(人事評価の方法)

第四 条 人事 評 価 は、 能 力評 価 (職 員 が その職務を遂行するに当たり発揮した能 力を把握 した上で行われる

勤 務 成 績  $\mathcal{O}$ 評 価 をいう。 以下 同 ľ 及び業績 評 価 (職 員 が その 職 務を遂行するに当たり挙げ た業績 を 把

握 L た 上 で 行 わ れ る 勤 務 成 績  $\mathcal{O}$ 評 価 を 1 う。 以下 同 ľ に よる、 ŧ  $\mathcal{O}$ とする。

2 法 第 五. + 九 条の **条件**: 付 採 用又は条件 :付昇任<sup>5</sup> を正 式 の も のとするか否かについ て 0 判断 のために行う人事

評 価 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に か かわ らず、 能力評価 のみによるものとする。

3 能 力評 価 は、 当該 能 力評価に係 る評価期 間 にお いて現実に 職員が 職 務遂行の中でとっ た行動な を、 標準職

務遂行能 力の 類型を示す項目として人事評 価 実施 規程 に定め る項目 ( 以 下 評 価 項目」という。)ごとに

各評価項目に係る能力が具現されるべき行動として人事評価実施規程に定める行動に照らして、 当該職

員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。

4 業績 評 価 は、 当該業績評 こ価に係る る評価期間 に お ζ) て職員が果たすべき役割について、 業務に関 する目標

を定めることその他 の方法により当該 職員に対してあらかじめ示した上で、 当該 役割を果たした程 度を評

価することにより行うものとする。

第二章 定期評価

第一節 通則

(定期評価の実施)

第五 条 前 条第 項の 規定による人事評価は、 十月一 日から翌年九月三十日までの期間を単位とし、 毎年実

施するものとする。

2 前項の規定により実施する人事評価は、定期評価という。

3 定期評価 価 に おける能 力評価は、 + 月一日から翌年九月三十日までの期間を評価期間とし、 次条、 第七条

及び次節の規定により行うものとする。

4 定期評 価における業績評価は、 十月一日から翌年三月三十一日までの期間及び四月一日から九月三十日

までの 期間をそれぞれ評価期間とし、 それぞれについて次条、 第七条及び第三節 の規定により行うも

する。

(定期評価における評語の付与等)

第六条 定期評 価における能力評価に当たっては評 価項目ごとに、 定期評 価における業績評価に当たっては

第四 条第四項に規定する役割 (目標を定めることにより示されたものに限る。) ごとに、 それぞれ評 価  $\mathcal{O}$ 

結果を表示する記号 ( 以 下 「個別評 語」という。) を付すほか、 当該能力評価 又は当該業績評 価  $\mathcal{O}$ 結果を

それ べぞれ 総括 的 に表 示する記号 (以下この章に お į١ 7 「全体 評 語 という。 を付 すも のとする。

2 個 別 評 語 及 び 全体 評 語 は、 次 0 各号に掲 げ る職 員  $\mathcal{O}$ 区分に・ 応じ、 当該 各号に定 め る数 の段階とする。

第十九条第一号に掲げる職員 のうち、 事務次官及びこれに準ず る職にあ る職員

第十九条第一号に掲げ る職員 のうち、 前号に掲げる職員以外の職 員 三

三 前二号に掲げる職員以外の職員 五

3 個 別評 語 及び全体評 語 を付す場合におい て、 能力評価 に あっては第四 条第三項の発揮 L た能力の 程度が

業績評価にあっては同条第四項の役割を果たした程度が、それぞれ通常のものと認めるときは、 次の各

号に掲げる職 員の区分に応じ、 前項に定める段階のうち当該各号に定めるものを付すものとする。

一 前項第一号に掲げる職員 上位の段階

二 前項第二号及び第三号に掲げる職員 中位の段階

4 定期評句 価に おける能 力評価及び業績評価に当たっては、 個別評語及び全体評語を付した理由その他参考

となるべき事項を記載するように努めるものとする。

(定期評価における評価者等の指定)

第七 条 実 施 権 者は、 定 期評 価におり ける能力評価 及 び業績評 価を受ける職員 ( 以 下 「被評 価 者 という。)

 $\mathcal{O}$ 督者  $\mathcal{O}$ 中 カン ら次節を 及び 第三節 (第九条 第二項及び 第三項並びに第十条 (第十 匝 一条にお *(* \ て準 甪 する場

合を含む。) を除く。)に定める手続を行う者を評価者として指定するものとする。

2 実施権者は、 評価者の監督者の中から第九条第二項 (第十四条において準用する場合を含む。) に定 め

る手 続を行う者を調整者として指定するものとする。 ただし、 任命権者が評価者である場合その他合理的

な理由がある場合には、調整者を指定しないことができる。

3 実施 権者は、 評価者又は調整者を補助する者(以下「補助者」という。) を指定することができる。

第二節 能力評価の手続

(被評価者による自己申告)

第八条 評 価 者 は、 定期評 価 に お け る能 力評 価 を行うに際 その参考とするため、 被評価 者に対 あら

カン ľ め、 当該: 能力評 価に係る評価 期間にお *(* \ . て当. ||該被評| 価 者の 発揮 した能力に関する被評 価 著の 自ら 0 認

識その他評 価 者による評 価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(評価、調整及び確認)

第九条 評 価 者 は 被 評 価 者について、 個別 評 語 及 び評価者としての全体評語を付すことにより評価 ( 次 項

及び第三項に規定する再評価を含む。)を行うものとする。

2 調 整 著 は、 評価者による評価 について、 不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、 調 整者とし

7 0 全体評語を付すことにより調整 (次項に規定する再調整を含む。) を行うものとする。 この 場合にお

1 て、 調 整者 は、 当該全体評語を付 す前に、 評価 者に再評 価 を行っ わせることができる。

3 実 人施権者: は、 調整者による調整 (第七条第二項ただし書の 規定により 調整者を指定しない場合にお いて

は、 評価者による評価) について審査を行い、 適当でないと認める場合には調整者に再調整を (同項ただ

L 書 の規定に より調整者を指定しない場合においては、 評価者に再評価を) 行わせた上で、 人事評価 実施

規程 に定める方法によ ŋ 定期評 価 に おける能 力評価が適当である旨の 確認を行うものとする。

(評価結果の開示)

第十条 実施権者は、 前条第三 項の確認を行った後に、 被評 価者の定期評 価における能力評価の結果を、 内

閣府令で定めるところにより、 当該被評価者に開示するものとする。

(評価者による指導及び助言)

第十一条 評 価 置者は、 前 条  $\mathcal{O}$ 開 示が 行 わ れた後に、 被評 価 者と面談を行 \<u>\</u> 定期評価における能力評価 の結

果及びその 根拠となる事 実に 基づき指導及び 助言を行うものとする。

2 評 価者は、 被評価者 が 遠隔の地 に勤務していることにより 前項 0 面 談により難 ζì 場合には、 電話その他

 $\mathcal{O}$ 通信手段による交信を行うことにより、 同項の 面談に代えることができる。

第三節 業績評価の手続

(果たすべき役割の確定)

評価者は、 定期評価における業績評価の評価期間の開始に際し、 被評価者と面談を行い、 業務に

関する目標を定めることその 他 の方法により当該 以被評価<sup>1</sup> 者が当該評価期間において果たすべき役割を確 定

するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の面談について準用する。

(被評価者による自己申告)

第十三条 評 価 置者は、 定期評価における業績評価を行うに際し、その参考とするため、 被評価者に対し、 あ

5 かじめ、 当該業績評 価 に係る評 価 期間にお *\*\ て当該被評 価者の挙げた業績に関する被評 価者の自 5 0 認

識その 他 評 価 者による評 価  $\mathcal{O}$ 参考となるべき事項について申告を行わ せるものとする。

(能力評価の手続に関する規定の準用)

第十四 \_ 条 第九 条から第十一 条まで の規定は、 定期評価における業績評価の手続について準用する。

第三章 特別評価

(特別評価の実施)

第十五 条 第四 [条第二 項 の規定による人事評価 は、 条件付 任用期間 (条件付採用期間 及び条件 付 昇任期間 を

いう。以下同じ。)中の職員に対して実施するものとする。

2 前項の規定により実施する人事評価は、特別評価という。

3 特別評価 は、 条件付任用期間を評 価期間とし、 次条から第十八条までの規定により行うものとする。

(特別評価における評語の付与等)

第十六条 特別評価に当たっては、能力評価の結果を総括的に表示する記号(以下この章において「全体評

語」という。)を付すものとする。

2 全体評語は、二段階とする。

3 全体評語を付す場合において、 第四条第三項の発揮した能力の程度が同条第二項に規定する判断の対象

となる官職に求められる能力の発揮の程度に達していると認めるときは、 前項に定める段階のうち上位 (T)

段階を付すものとする。

4 特別評価に当たっては、 全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するように努めるもの

とする。

(特別評価における評価者等の指定)

第十七条 実施権者は、 特別評価の実施に当たり、 当該条件付任用期間中の職員について、 第七条第一項及

び第二項の規定により定期 評 価 の評 価者及び調整者として指定した者を、 それぞれ特別評価 の評価者及び

調整者として指定するものとする。

2 実 施 権 者 は、 当該包 条件 付 任用 期 間 中  $\mathcal{O}$ 職 員について、 第七 条第三項 の規定により定期評 価  $\mathcal{O}$ 補 助者とし

て指定した者がいる場合には、 当該 指定した者を特別評 価  $\mathcal{O}$ 補助者として指定することができる。

(定期評価の手続に関する規定の準用)

第十八条 特別 評価 の手続については、 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 当該各号に定める規定を準用

する。

条件 付 採 用 期 間 中 . (7) 職 員 第 九 条 (個別評 語に係る る部分を除く。

条 件: 付 昇 任 期 間 中 Ď 職 員 第九条 (個 別評 語に係る部分を除く。) 及び第十条

第四章 雑則

(定期評価についての特例)

第十九条 次に掲げる職員について の定期評価 の実施に際しては、 当該職員 (の職務と責任の特殊性に照らし

合をそれぞれ含む。) 第八条、 第九条第一項 並びに第十二条及び第十三条の規定の特例を要する場合には、 (個別評語に係る部分に限る。)及び第十一条(第十四条において準用する場 人事評 価実施規 程 を

玉 家 行 政 組 織法 (昭 和二十三年 法律第百二十号) 第六条に規定する長官、 同法第十八条第 項に 規 定

もって、

これ

を規定することができる。

す んる事が 務次官、 同 法第二十一条第一 項に規定する事務局長、 局長若しくは部長の 職又はこれらに準 ずる

職にある職員

玉 家 行 政 組織法第八条の二に規定する文教研修施設又はこれに類する施設にお いて長期間 の研修を受

けている職員

三 留学 (学校 人教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に基づく大学の大学院 の課程 (同法: 第 百 匝 条 第 匝

項第二号の規定により大学院 の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。) 又はこ

れ に相当する外国の大学 (これに準ずる教育施設を含む。) の 課程に在学してその課程を履修する研 修

であって、 法第七十三条の規定に基づき、 国が実施するものをいう。)その他これに類する長期間 の 研

修を受けている職員

## (苦情への対応)

第二十条 実施 権者は、 第十条 (第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。) の規定によ

ŋ 職 員 に開 示され た定期評 こ価におい ける能・ 力評 価 若 しくは業績評価 又 は 特 莂 評価 0 結果に関する職 員  $\mathcal{O}$ 苦情

その 他 人事 評 価 に関す ^る職員 の苦情について、 内閣府令で定めるところにより、 適切に対応するものとす

る。

2 職員は、 前項の苦情の申出をしたことを理由として、 不利益な取扱いを受けない。

(人事評価の記録)

第二十一条 人事 評 価 の 記 記録は、 内閣府令で定めるところにより、 人事 評 価記録書として作成しなければな

らない。

(内閣府令への委任)

第二十二条 この政令に定めるもののほか、 人事評価の基準及び方法その他人事評価に関し必要な事項は、

内閣府令で定める。

附則

#### (施行期日)

第 一条 この政令は、 国家公務員法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第百八号) 附則第一条第三号

に 掲げる規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 (平成二十 年 匝 月 日 から 施 行する。

勤 務 成 績  $\mathcal{O}$ 評 定  $\mathcal{O}$ 手 続 及 CK 記 録 12 関 する 政 令  $\mathcal{O}$ 廃 正

第二条 勤 務 成 績の 評 定 の手 続 及び 記 録に関する政令 (昭和四 一 一 年政令第十三号) は、 廃止する。

(定期評価に関する経過措置)

第三条 法第三· 一章第四章 節 の規定により最初に実施される人事評価における定期評価 における能 力評 価 の評別 価

期間 は、 第五 一条第三 項  $\mathcal{O}$ 規定に か か わ らず、 人事 評 価 を最 初 に 開 始 する日 ( 以 下 開 始 日 とい . う。 が

平 -成二十 年 九 月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に あ る場 合 に お 1 て は 開 始 日 か ら平成二十一 年 九 月三十 Ħ まで、 開 始 日

が 平 成二十一年十月一 日 以 降 にあ る場合にお *(* \ 7 は 開 始 日 から平成二十二年九月三十日までとする。

2 法 第三章 · 第 四 節  $\mathcal{O}$ 規 定により最 初に 実施され る人事 評 価 に おける定期評価に お ける業績 評 価  $\mathcal{O}$ 評 価 期 間

は、 第五 条第 匹 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に か か わ らず、 開 始 日 が平成二十一 年九 月三十日 Iまでの 間 にある場合に お 7 7 は

開 始 日 か ら平成二十一年九月三十日まで、 開始 日 が平成二十一年十月一 日から平成二十二年三月三十一日

までの間にある場合においては開始日から平成二十二年三月三十一日まで、開始日が平成二十二年四月一

日以降にある場合においては開始日から平成二十二年九月三十日までとする。

(特別評価に関する経過措置)

第四条 開 始 日 前に条件付任用期間 が開始された職員に対しては、 第十五条第三項の規定にかかわらず、 な

お従前の例により、 附則第二条の規定による廃止前の勤務成績の評定の手続及び記録に関する政令第一条

に規定する勤務評定に係る同令第五条第一項に規定する特別評定を実施することができる。

人事評価に関し必要な事項を定める必要があるからである。

国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、人事評価の基準及び方法に関する事項その他